学 位 論 文 の 要 約

論文題目 強いられた共生と主権の敵 ——シュミット/ホッブズ政治学の全体主義的欲望について

申請者 宋 偉男

論文内容の要旨

本論文は、カール・シュミットおよびトマス・ホッブズの主権思想に関する批判的考察であり、彼らの政治学における「孤独な個人と強いられた共生」という問題に焦点を当てることで、主権が要請される背景、およびそれがはらむ全体主義的な危険性を描き出そうとするものである。

全体の構成としては、まず第1章でシュミットの人間論と政治学的思考に焦点を当て、シュミット・ホッブズ両者の主権論を評価するための基準を確立する。続く第2章・第3章では、「20世紀ドイツのホッブズ」ともいわれるシュミットが、ヴァイマル期からナチス期にかけて、その決断主義的な主権論をどう変質させていったかを見ていく。そして、シュミットがたどり着いたホッブズ解釈(=本論文が「弱いリヴァイアサン」と名付ける解釈)の正否を検証するために、第4章・第5章において独自のホッブズ研究を行ない、シュミットのホッブズ理解を覆した。結論では、ホッブズ理論の全体主義的性格を示し、これにシュミットの個性感情が実は抵抗しうることを述べている。

「第1章 人間的な戦いを求めて」では、シュミットの人間論に着目することで、「人間的な戦い」を求める彼の二つの政治感覚を明らかにし、有名な「政治的なものの概念」をより深く理解するための概念枠組を提供している。第一に、神から与えられた「個の尊厳」に関する青年期シュミットの論考を扱い、世俗的な共生の論理に対する警戒と、「使命への同一化」を媒介として共生を受け入れようとする彼の内的葛藤を確認する。第二に、従来のシュミット研究では考慮されてこなかったレトリック学・実践哲学の観点を導入することで、彼の理想的政治観である「弁論感覚」と、それが不可能となった場合の「襲撃感覚」の存在を指摘している。加速化する20世紀社会は必然的に彼の「襲撃感覚」を増幅させ、共同体防衛に関心を集中する友敵理論=「政治的なものの概念」へと至らせた、というのが本章で得られる洞察である。

「第2章 決断主義の理想と現実」は、「現代では弁論感覚、理念的政治を貫くことができない」という第1章のモチーフを、ヴァイマル期シュミットの主権論に即して語り直す作業である。第一次大戦後の混乱期に生きたシュミットは、例外状態における具体的な決断主体が必要であるとする自身の思想を「決断主義」=「人格主義」と要約し、これの発見者がホッブズであるとした。もっとも、ホッブズの社会契約論的側面を評価しないシュミットの決断主義=人格主義はむしろ、カトリック教会および初期近代のフランス絶対王政国家の「高次の理念の代表(示顕)」の考えに多くを負うものであった。そして、超越的な君主が消えて人民と社会が公的領域を占有し、政治の主役となるとき、現実には「代表」が「代理=利益代表」に道を譲ることとなる。シュミットは、この傾向に抵抗するために大統領の独裁に代表としての主権的決断を見ようとしたが、民主主義論・憲法制定権力論といった「同一性」の原理を組み込むことで代表は一定程度の意義喪失に陥らざるをえない。議会政治から脱却しようとするヴァイマル末期のシュミットおよび大統領政府は、ナチスの議会主義的合法路線の成功を前にして、「代表」も「同一性」も不十分にしか実現できない中途半端な状況に追いやられ、その正統性を失う宿命にあっ

た、というのが本章の分析である。

続く「第3章 20世紀のリヴァイアサン」では、シュミットがナチス体制を「全体国家」の用語系 によって正当化しようとしつつも、より「民族共同体」に近いドイツ的な思考を求める論者たちに挑発 され、反ユダヤ主義の泥沼にはまり込んでいく過程を描いている。第一に、基準点としてシュミットの 決断主義的ホッブズ主義を設定し、彼がヴァイマル末期の経済危機に際して、①「強い質的全体国家」・ ②「弱い量的全体国家」・③「全体政党」のうち、①に望みを託したことを確認する。しかし第二に、 無責任な全体政党 (③) の乱立が弱い国家 (②) をもたらすのだとするシュミットの論理が、実は、「責 任ある一党独裁」(③+①)を正当化する論理でもあることを指摘し、彼がナチス体制初年度に「全体 的指導者国家」を擁護できたのは自然な流れであったと主張する。第三に、本論文独自のレトリック学 的視点を用いて、彼が擁護したドイツ特有の権威観である「指導」が以前の弁論感覚的=ローマ的な「代 表」構想からかけ離れていることを明らかにし、これが同種性を分けもつ者の間での「言葉の要らない 関係」であると指摘する。そこから、指導者ヒトラーへの忖度に支配された共同体が浮き彫りにされる。 第四に、ナチス法学を牽引していたシュミットの国家論が、実は「自由主義的な権力国家」であり、戦 友同士の体験する「民族共同体」ではない、とする〇・ケルロイターからの批判を詳しく取り上げる。 この批判は、第1章で見た「個の尊厳」から出発するシュミットの本質を言い当てる一方で、ナチス期 の彼の全体的指導者国家論を過小評価するものである。だがこれを機に追い込まれたシュミットは、自 らの民族主義的立場を証明するため、体制公認の敵であるユダヤ人への過剰な攻撃にのめり込むことに なった。最後に、以上の流れをふまえ、失脚後のシュミットの奇書『トマス・ホッブズの国家論におけ るレヴィアタン』を読解する。これは、彼の体制に順応しようとする「全体主義的欲望」の観点から、 以前の決断主義的ホッブズ主義による国家構想を自己批判する、という屈折した感情の所産であり、臣 民の内面的信仰を許す「弱いリヴァイアサン」の統治の不十分さを嘆くものであった。

シュミットの「弱いリヴァイアサン」解釈は、ホッブズの挫折した国家論のなかに近代の没落史を読み込む大胆な作品であり、①主権者人格(ペルゾーン)が機械に呑み込まれていく過程、および、②臣民に許容された内面性(=国家にとっての「破れ目」)が遠因となって内乱が引き起こされる過程、を描いている。本論文はこれをシュミットによる有力なホッブズ解釈として受け止めつつ、第4章では①を、第5章では②を独自の観点から批判的に検証している。これは従来のシュミット研究にもホッブズ研究にも見られなかった議論展開であり、両者を統合する本論文の試みによって、主権ならびに全体主義に対するさらに深い洞察が得られるだろう。

「第4章 ペルソナの政治学」は、シュミットが決断主体の問題であると考えたホッブズの「人格主義」が、実際は、象徴的権力による支配をめざした「ペルソナ主義」であるということを主張する。まず、ホッブズの提起した「代表する者」としての「パーソン=ペルソナ」概念が、王に対する人民団体の優越性をうたう議会派の共和主義的要求をはねつける目的をもったものであり、各人の間の社会契約によって発生するホッブズ流の「絶対的代表」は、個々人を人民へと団結させずに分割支配するという意味を含んでいたことを確認する。これに加えて、ホッブズがその「代表するペルソナ」という政治的観念によって、古代から中世スコラ学を経て紡がれてきた「派遣されるペルソナ」(=神による人間への存在の分け与え)というキリスト教的存在論を無意味化させようとした点、そしてこれによって教会権力を政治的主権者に従属させようとした点を示している。

最後に「第5章 擬装と公民のはざまで」は、「代表するペルソナ」としての主権者による政治的支配が、臣民の宗教的内面性をも統治しようとする意図をもったものであると主張しており、(シュミットのホッブズ論も含めた)従来のホッブズ解釈を根本的に覆そうとする試みである。そのためには、ホッブズが政治的支配を安定化させるために設定した「内面性/外面性」の区別が、キリスト教徒の考えるそれとはいかに似て非なるものであるかを理解する必要があるため、迂遠ながら、キリスト教的な「良

心」概念の歴史を中世から説き起こしている。その際、主体形成をきめ細かく描き出すために「説得」・「自己説得」というレトリック学的視角を取り入れている。結果、以下の三つの内外区別のパターンが得られた。①16~17世紀のカトリック決疑論が、異端君主の支配下に生きる信者に推奨した「宗教的擬装」。②英国ピューリタンの叫んだ、創造的な信仰表現としての「良心の自由」。③キリスト教的な「神と共に真実を知る」タイプの良心を危険視するホッブズが提言した「国家法を人と共に知ること」としての「遵法的良心」。すなわち、良心の自由を禁止し、擬装を暫定的に認めつつも唯物論的教育によってこれを純粋な公民意識に変えるような主権国家構想である。以上の対比構造を示したことは、本邦初の試みである。また、ホッブズ理論の政治的・全体主義的性格が最も如実に現れるのが、信仰の主体との関係においてであることが判明する。

全体の結論として、ホッブズ流の内外区別が貫徹された場合には、「弱いリヴァイアサン」ではなく、むしろナチス指導者国家と多大な共通性を有する「強すぎるリヴァイアサン」が出現することが警告されている。危険な内面的信仰を許したとされる「弱いリヴァイアサン」は、主権者=指導者に過剰に順応しようとするナチス期のシュミットから眺められた、体制に順応しきれない自己の個性的部分への嘆きであった。実は、青年期シュミットがもっていた孤独な「個の尊厳」への信仰こそが、全体主義に対する抵抗の拠点でありつづける。